

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年2月27日
【届出者の氏名又は名称】	富士フイルム株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区西麻布二丁目26番30号 (同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目7番3号
【電話番号】	03-6271-3111(大代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 八尋 孝弘
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	富士フイルム株式会社 (東京都港区赤坂九丁目7番3号)

(注1) 本書中の「当社」及び「公開買付者」とは、富士フイルム株式会社を指します。

(注2) 本書中の「対象者」とは、和光純薬工業株式会社を指します。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書において、「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日を意味します。

(注9) 本書において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

和光純薬工業株式会社

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、公開買付者の製品で活用される化成品等の安定供給を目的とした資本提携のため、昭和35年に和光純薬工業株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を引き受け、その後の複数回の増資の引受け等を経て、本書提出日現在、対象者株式3,170,050株（所有割合（注1）14.82%）を所有しております。

公開買付者が平成28年12月15日付プレスリリース「和光純薬工業株式会社株券に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」により公表しておりましたとおり、公開買付者は、平成28年12月15日開催の取締役会において、対象者による本自己株式取得（注2）の完了後に、対象者株式の全て（公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、平成29年2月27日を公開買付開始日として対象者株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決議しました。本公開買付けの実施につきましては、本自己株式取得の手續が完了していることのほか、国内外の競争法に基づき必要な手續及び対応が完了していること等を条件としておりました。今般、公開買付者は、これらの手續及び対応が完了し、本公開買付けが実施可能な状態となったことを確認したため、上記決議に従い、平成29年2月27日を公開買付開始日として本公開買付けを実施します。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、12,547,242株を買付予定数の下限として設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、公開買付者は、本公開買付けにおいて、対象者株式の全てを取得することを目的としており、買付予定数の上限を設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限である12,547,242株は、本書提出日現在における対象者の親会社である武田薬品工業株式会社（以下「武田薬品工業」といいます。）（所有株式数：12,486,821株、所有割合58.39%）及び武田薬品工業の子会社である日本製薬株式会社（以下「日本製薬」といいます。）武田薬品工業と併せて「武田薬品工業グループ」と総称します。）（所有株式数：60,421株、所有割合0.28%）が所有する対象者株式（以下「本応募合意株式」（注3）といいます。）の合計数（所有株式数：12,547,242株、所有割合58.67%）となります。

（注1） 「所有割合」とは、対象者が平成28年12月13日に提出した第144期半期報告書（以下「対象者第144期半期報告書」といいます。）に記載された平成28年9月30日現在の対象者の発行済株式総数（33,342,320株）から、本書提出日現在において対象者が所有する自己株式数（11,956,732株）を控除した株式数（21,385,588株）に占める割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下同じです。なお、平成28年9月30日現在、対象者が所有する自己株式数は679,720株でしたが、対象者のウェブサイト（<http://www.wako-chem.co.jp/>）上で公表された平成29年2月24日付プレスリリース「自己株式の取得結果および取得終了に関するお知らせ（会社法第156条第1項に基づく自己株式の取得）」（以下「対象者本自己株式取得結果プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は平成29年2月24日に、本自己株式取得により、対象者株式11,277,012株の取得を完了しており、本書提出日現在において対象者が所有する自己株式数は11,956,732株に増加しているとのことです。また、対象者第144期半期報告書に記載された平成28年9月30日現在の対象者の発行済株式総数（33,342,320株）から、平成28年9月30日現在、対象者が所有する自己株式数（679,720株）を控除した株式数（32,662,600株）に占める割合（小数点以下第三位を四捨五入）を、以下「本自己株式取得前所有割合」といいます。

（注2） 「本自己株式取得」とは、対象者のウェブサイト（<http://www.wako-chem.co.jp/>）上で公表された平成28年12月15日付プレスリリース「富士フイルム株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明及び自己株式の取得に関するお知らせ」（以下「対象者平成28年12月プレスリリース」といいます。）に記載されている、対象者が取得する対象者株式の総数を11,364,967株（上限）、対象者株式1株当たりの取得価格を本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）と同額の8,535円として、対象者が実施した対象者株式の取得をいいます。対象者本自己株式取得結果プレスリリースによれば、平成29年2月6日開催の対象者の臨時株主総会における会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第156条第1項に基づく自己株式取得に係る承認決議及びその後の取締役会決議に従い、本自己株式取得として、対象者は平成29年2月24日に、対象者株式11,277,012株の取得を完了したとのことです。

(注3) 武田薬品工業によれば、本自己株式取得の完了前において、武田薬品工業は対象者株式23,148,821株(本自己株式取得前所有割合70.87%)、日本製薬は対象者株式110,421株(本自己株式取得前所有割合0.34%)を所有していましたが、武田薬品工業及び日本製薬は、本自己株式取得に応募することにより、平成29年2月24日に、武田薬品工業は対象者株式10,662,000株を、日本製薬は対象者株式50,000株を、それぞれ対象者に譲渡しているとのことです。

本公開買付けに際し、公開買付者は、武田薬品工業との間で、平成28年12月15日付で公開買付けの応募に関する契約(以下「本応募契約」といいます。)を締結し、武田薬品工業が、本自己株式取得の完了後に自らが所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨、及び、武田薬品工業の子会社である日本製薬をして、日本製薬が本自己株式取得の完了後に所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募させる旨の合意をしております(本応募契約の詳細については、後記「(3)本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。)。本応募契約に基づき、武田薬品工業が所有する対象者株式の全て(12,486,821株、所有割合58.39%)及び日本製薬が所有する対象者株式の全て(60,421株、所有割合0.28%)が応募された場合、公開買付者が所有する対象者株式の数は15,717,292株(所有割合73.49%)となります。

また、本公開買付けにより、公開買付者が対象者株式の全てを取得できなかった場合であって、対象者が本自己株式取得により武田薬品工業グループ及び公開買付者以外の株主(以下「少数株主」といいます。)から取得した対象者株式数(565,012株)と、本応募合意株式を除く応募株券等の総数(少数株主が本公開買付けに応募した対象者株式数)の合計数が、基準株式数(注4)(少数株主の所有する対象者株式の過半数)以上となる条件(以下「本マジョリティ・オブ・マイノリティ条件」といいます。)を充足したときには、公開買付者は、後記「(6)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、対象者を公開買付者の完全子会社とするための一連の手続を実施する予定です。

(注4) 「基準株式数」とは、対象者第144期半期報告書に記載された平成28年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(33,342,320株)から、平成28年9月30日現在、対象者が所有する自己株式数(679,720株)、公開買付者が所有する対象者株式数(3,170,050株)、及び武田薬品工業グループが所有する対象者株式数(23,259,242株)を控除した株式数(6,233,308株)の過半数の対象者株式数(3,116,655株)をいいます。

なお、対象者平成28年12月プレスリリースによれば、対象者は、平成28年11月上旬、武田薬品工業を通じて、武田薬品工業と公開買付者が協議した条件による本自己株式取得及び公開買付者による本公開買付けを含む本取引に関する提案を受け、本自己株式取得及び本公開買付けを含む本取引について慎重に協議及び検討を行った結果、本取引は対象者の企業価値向上に資するものであり、また、本公開買付けは対象者の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成28年12月15日開催の取締役会において、本自己株式取得に係る議案を平成29年2月6日開催予定の臨時株主総会に付議する旨、及び本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしたとのことです。また、対象者のウェブサイト(<http://www.wako-chem.co.jp/>)上で公表された平成29年2月24日付プレスリリース「富士フイルム株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」(以下「対象者平成29年2月プレスリリース」といい、対象者平成28年12月プレスリリースと併せて「対象者意見表明プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、平成29年2月24日開催の取締役会において、平成28年12月15日開催の取締役会の判断を変更すべき事情は特段見受けられないと考え、当該判断を維持し、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。対象者の意思決定の過程に係る詳細については、後記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の経緯及び理由」並びに「(5)本公開買付け価格の公正性を担保するための措置」をご参照ください。なお、本自己株式取得の結果については、前記(注2)をご参照ください。

また、対象者平成28年12月プレスリリースによれば、対象者は、平成28年12月15日開催の取締役会において、平成29年3月期の期末配当を行わないことを決議したとのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者は、平成18年10月に、現富士フイルムホールディングス株式会社(以下「富士フイルムホールディングス」といいます。)を新設分割会社とする新設分割により、現富士フイルムホールディングスの全ての営業を承継して設立された、富士フイルムホールディングスの完全子会社です。富士フイルムホールディングスは、昭和9年に写真フィルム製造の国産工業化計画に基づき大日本セルロイド株式会社(現株式会社ダイセル)の写真フィルム部の事業一切を分離継承して富士写真フィルム株式会社として設立された後、事業の多角化とグローバル化に積極的に取り組んでまいりました。富士フイルムホールディングスグループは、現在、「わたしたちは、先進・独自の技術をもって、最高品質の商品やサービスを提供することにより、社会の文化・科学・産業の

発展、健康増進、環境保持に貢献し、人々の生活の質のさらなる向上に寄与します。」との企業理念の下、イメージングソリューション、インフォメーションソリューション、ドキュメントソリューションを提供し、社会とお客様に信頼されるグローバル企業を目指しております。富士フイルムホールディングスは、昭和24年5月以降、東京、大阪、名古屋等の各証券取引所に上場し、現在は東京証券取引所の市場第一部のみに上場しております。

公開買付者及びその子会社・関連会社（以下「公開買付者グループ」といいます。）は、イメージングソリューション（カラーフィルム、デジタルカメラ、写真プリント用のカラーペーパー・サービス・機器、インスタントフォトシステム、光学デバイス等）、インフォメーションソリューション（メディカルシステム機材、ライフサイエンス製品、医薬品、グラフィックシステム機材、フラットパネルディスプレイ材料、記録メディア、電子材料等）という幅広い事業分野において、製品の開発、製造、販売、サービス等をグローバルに展開しております。

また、公開買付者グループは、富士フイルムホールディングスが策定した平成26年11月11日付中期経営計画「VISION2016」に基づき中長期的に安定成長できるビジネスポートフォリオの構築を進めており、「ヘルスケア」及び「高機能材料」の事業分野を成長ドライバーと位置付け、売上・利益・シェアの伸長等、事業拡大に取り組んでおります。公開買付者グループにおける「ヘルスケア」事業分野は、人々の健康に関わる「予防」「診断」「治療」の3つの領域においてビジネスを展開しています。「予防」の領域においては、平成18年に機能性化粧品や生活習慣の改善に寄与するサプリメントなどを発売し、広く人々の生活の質の向上に寄与する商品を中心に事業を拡大しています。「診断」の領域では、医療IT、内視鏡、超音波などの医療機器・システムにおいて、次々と領域を拡大してきました。「治療」の領域においても、医療用医薬品を展開する「富山化学工業株式会社」を富士フイルムホールディングスのグループ会社として迎え入れた後にバイオ医薬品の受託製造会社であるMSD Biologics (UK) Limited, Diosynth RTP Inc.及びKalon Biotherapeutics, LLCを買収し、医薬品事業の拡大を図っております。さらに、革新的な治療法として関心が高まっている再生医療の分野においても、日本の再生医療製品事業化のパイオニアである株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング（以下「J-TEC」といいます。）やiPS細胞の開発・製造の世界的なリーディングカンパニーである米国Cellular Dynamics International, Inc.（以下「CDI」といいます。）をグループ会社化し、再生医療製品の開発加速・事業領域の拡大を図る体制を整えて、重点事業分野である「ヘルスケア」事業の大きな飛躍を目指しています。また、「高機能材料」事業分野では、産業機材事業及び電子材料事業が相互に事業の安定化に貢献しており、安定成長できるビジネスポートフォリオの構築は順調に進捗しています。

一方、対象者は、大正11年（1922年）に現武田薬品工業の化学薬品部門を分離し武田化学薬品株式会社として発足して以来、試薬、臨床検査薬及び化成品の製造・販売を主な事業領域とし、いずれの事業領域においても国内での強固な事業基盤により高い収益性を維持し、成長を続けています。現在、対象者及びその子会社・関連会社（以下「対象者グループ」といいます。）は、「科学技術の振興と学術研究の進展に寄与し、人々の豊かな暮らしに貢献する」との経営理念の下、研究者・医療関係者及び産業界の幅広い要請に応え、人々の豊かな暮らしに貢献することを目指しています。平成28年3月31日現在、対象者グループは、対象者、子会社10社及び関連会社6社で構成されております。対象者グループの事業領域としては、試薬事業では、細胞培養に関連した試薬、遺伝子・タンパク質研究に関連した試薬、環境・食品分野に関連した分析関連試薬、及び有機合成用の試薬等の製造・販売を行い、化成品事業では、半導体分野、重合分野（主に高吸水性樹脂市場向け）、及び医薬品分野など、成長、拡大している市場において自社開発品の製造・販売と受託製造を行うほか、臨床検査薬事業では、自動分析装置用生化学検査薬、免疫システム及び微生物関連試薬の製造・販売を行っています。また、国内における販売・物流体制とともに、長年の実績と信頼に基づく顧客との強固な関係を有しております。

公開買付者と対象者は、写真感光材料の生産に必要な発色剤等の化成品の供給等で長年に亘る取引関係があり、公開買付者が、昭和35年に公開買付者の製品で活用される化成品等の安定供給を目的に対象者の増資を引き受けて資本提携を実施して以来、資本・事業の両面から強固な関係を維持してきました。

そのような中、公開買付者は、平成28年7月上旬、対象者の親会社である武田薬品工業のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）から、武田薬品工業が所有する対象者株式の取得に対する関心の有無について打診を受けて検討を開始し、平成28年7月中旬、武田薬品工業が実施した入札プロセスに参加しました。その後、公開買付者は、平成28年8月下旬に第一次入札を通過したことから、平成28年8月下旬から同年10月中旬にかけて、対象者の経営陣との面談を含む本格的なデュー・ディリジェンスを実施し、対象者及び公開買付者双方の企業価値向上を目的とした中長期的な成長戦略と諸施策の検討並びに武田薬品工業から示された応募契約案などの検討を進めてきました。かかる検討の結果、公開買付者は、長年に亘る公開買付者と対象者との資本関係・取引関係を基盤に、本取引を通じて、公開買付者グループが成長ドライバーと位置付ける「ヘルスケア」及び「高機能材料」事業を中心により一層強化し、また、さらなるシナジーの実現を目指すことが公開買付者と対象者双方の今後の飛躍的な成長に資するという認識に至り、平成28年10月下旬に武田薬品工業に対して、本公開買付価格や本自己株式取得の諸条件を含む本取引の諸条件を最終提案として

提示しました。これを受け、武田薬品工業は、公開買付者を対象者株式譲渡先の最有力候補者と考えるに至ったとのことです。

平成28年11月上旬以降、公開買付者は、武田薬品工業との間で、本自己株式取得及び本公開買付けを含む本取引のスキームの詳細や本公開買付価格をはじめとする本公開買付けの諸条件について協議・交渉を重ね、本応募契約のその他の条件についても合意したことから、公開買付者は、武田薬品工業とのこれまでの本取引に関する協議・検討を踏まえて、平成28年12月15日開催の取締役会において、対象者株式の全てを取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする本取引の一環として、本公開買付けを実施することを決議し、同日付で武田薬品工業との間で本応募契約を締結しました。また、武田薬品工業の平成28年12月15日付プレスリリース「和光純薬工業株式会社株式の富士フイルム株式会社への譲渡について」によれば、武田薬品工業は現在、グローバル製薬企業として持続的な成長の実現に向け、重点疾患領域である「オンコロジー（がん）」「消化器系疾患領域」「中枢神経系疾患領域」及び「ワクチン」への研究開発資源の重点的な配分を通じてイノベーションを推進することで、革新的な新薬の創出を目指しているとのことであり、このような状況の下、武田薬品工業は、対象者の今後の事業発展を慎重に検討した結果、対象者と長年の資本関係・取引関係を有し、「ヘルスケア」及び「高機能材料」事業を中長期的な成長の柱とする公開買付者のサポートの下、事業成長を加速していくことが対象者のより一層の発展に繋がると考え、公開買付者への対象者株式の譲渡を目的として、公開買付者との間で本応募契約を締結したとのことです。なお、本自己株式取得及び本公開買付けを含む本取引のスキームは、それぞれの事情により本公開買付けではなく本自己株式取得への申込みを希望する対象者株主に対しても広く売却の機会を付与するものであることを踏まえて、公開買付者及び武田薬品工業が協議の上で、武田薬品工業を通じて対象者に提案しています。

本公開買付けの実施につきましては、本自己株式取得の手続が完了していること、国内外の競争法に基づき必要な手続及び対応が完了していること等を条件としておりましたが、今般、これらの手続及び対応が完了し、本公開買付けが実施可能な状態となったことを確認したため、平成28年12月15日開催の取締役会決議に従い、公開買付者は、本公開買付けを平成29年2月27日に開始します。

本公開買付け後の経営方針

本公開買付けが成立した場合には、公開買付者は、対象者株式を所有割合で70%以上所有し、対象者を子会社化することになります。

公開買付者グループが成長ドライバーと位置付ける「ヘルスケア」及び「高機能材料」の事業分野において、対象者は、豊富な製品群と実績、強固なユーザーとの関係や販売網を有する国内のトップクラスの企業であり、対象者が公開買付者グループに加わることは、公開買付者グループが同事業分野での事業拡大を実現する上で大きな戦略的意義を持ち、以下のとおり、様々なシナジーを実現できると考えております。

() 「ヘルスケア」事業分野におけるシナジー

- (a) 再生医療事業では、公開買付者グループには、iPS細胞の開発・製造のリーディングカンパニーであるC D I、国内で最初に再生医療製品を上市したJ-TECが存在します。公開買付者グループは、iPS細胞作製などに関する主要特許や細胞の開発・製造ノウハウ、さらに細胞培養に必要な足場材（注1）、一定条件生産技術や微小環境でのコントロール技術など、再生医療に必要な技術やノウハウを持っています。今回、これらに対象者の製品である培地（注2）を加えることで、再生医療に必要な主要要素の全てを自社グループで保有することになります。今後、対象者が試薬メーカーとして培った少量多品種生産の技術を活かし、各種細胞の培養に最適な高機能カスタマイズ培地の開発を進め、さらに対象者とC D I及びJ-TECとの連携により、再生医療事業の発展を加速させていきます。
- (b) メディカルシステム事業の体外診断分野では、公開買付者グループは、血液中の化学成分を正確かつ高精度に測定できる臨床化学分析システムやインフルエンザウイルスを高感度で検出できる免疫診断システムなど体外診断システムを展開し、同システムの売上を年率10%以上で伸長させています。今回、対象者が持つ免疫分析装置や生化学分析試薬などの製品群を加えることで、クリニックから大病院までのニーズに対応できる製品ラインアップを拡大させます。さらに、院内検査を実施している国内のほぼ全ての施設にアクセスできる対象者の営業網と、画像診断装置をはじめとした医療機器や医療ITシステムなどの販売を通じて構築した公開買付者グループの海外ネットワークを活かして、それぞれのルートで相互に製品を拡販していきます。
- (c) 医薬品事業の開発製造受託分野では、公開買付者グループは、FUJIFILM Diosynth Biotechnologiesでバイオ医薬品の開発製造受託を行っており、また富士フイルムファインケミカルズ株式会社では低分子医薬品の開発製造受託を展開しています。今回、対象者の化学合成技術や培地の生産技術などと、公開買付者グループが持つ低分子医薬品の化学合成技術やバイオ医薬品の生産技術などを活用して、医薬品の開発製造受託ビジネスを拡大させていきます。

() 「高機能材料」事業分野におけるシナジー

- (a) 電子材料事業では、公開買付者グループは、フォトレジスト（注3）やイメージセンサー用材料、CMPスラリー（注4）などの半導体材料製品をラインアップし、なかでも最先端の半導体材料分野で競争力の高い製品を供給することで、年率10%以上の売上成長を実現しています。今回、対象者が持つ、半導体の生産プロセスで使用される洗浄剤などを加えて、電子材料事業のさらなる成長を図ります。
- (b) 産業機材事業では、公開買付者グループが写真フィルムなどで培ってきた20万種の化合物ライブラリを対象者の試薬ビジネスに活用していきます。さらに、公開買付者グループの高度な化学合成技術を駆使して、新規高機能試薬、高い競争力を持つ対象者の重合開始剤の次世代品などの開発を進めるとともに、公開買付者グループの海外ネットワークを活用して、化成品ビジネスをグローバルに拡大していきます。
- (注1) 細胞の外側にあるコラーゲンなどのタンパク質。細胞と細胞の間を満たし、生体組織を支持するだけでなく、細胞の増殖、分化などの調整にも重要な役割を果たしている。
- (注2) 動物細胞や微生物を増殖させるプロセス（培養）において、動物細胞や微生物に栄養素を与えて生育環境を整えるために用いられる。動物細胞や微生物の種類によって成分を工夫することで、細胞の増殖性やタンパク質の産生量を向上させることができる。
- (注3) 半導体製造の前工程で、回路パターンの描画を行う際にウエハー上に塗布する材料。
- (注4) Chemical Mechanical Polishing（化学的機械研磨）の略。CMPスラリーとは、半導体の製造プロセスで使用されるウエハーを平坦化するための研磨剤。

これらのシナジーは、対象者を公開買付者の子会社にすることにより、対象者及び公開買付者にて密に経営戦略・事業戦略を議論することが可能になり、互いの経営資源をこれまで以上に活用できる関係になるからこそ実現可能であると考えております。また、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には、原則として、対象者の役員・従業員の地位及び雇用条件を一定期間維持し、対象者の試薬事業、臨床検査薬事業及び化成品事業を一体として継続しつつ、公開買付者の既存事業とのシナジーを発揮してこれらの事業を推進することを予定しておりますが、対象者経営陣と協議し、対象者と公開買付者の連携を更に深め、両社の企業価値向上に資する施策、シナジー発現及び事業成長の加速に最適な経営体制を構築していきたいと考えております。公開買付者としては、シナジーの早期発現に向けて、両社でより密に協議していく体制を構築すべく、本公開買付け成立後、公開買付者から適切な数の役員及び従業員を対象者に派遣することを検討しております。派遣する役員及び従業員の具体的な人数及び人選等の詳細は未定ですが、対象者独自の企業文化、経営の自主性を尊重しつつ、対象者を含めた公開買付者グループが一丸となり事業の継続的な発展に取り組んでいくことが重要と考えております。

なお、公開買付者は、後記「(6) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を充足することを条件に、対象者株式の全てを取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを予定しています。但し、後記「(6) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本公開買付けが成立した場合であっても、本マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を充足しなかったときには、公開買付者は、本応募契約において、当面の間、対象者株式の全ての取得を目的とした手続を実施しない義務を負っていますので、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様は、本公開買付け後も引き続き対象者の株主としての地位を有することになります。

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の経緯及び理由

対象者意見表明プレスリリースによれば、対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の経緯及び理由は以下のとおりとのことです。

対象者は、平成28年11月上旬、武田薬品工業を通じて、武田薬品工業と公開買付者が協議した条件による本自己株式取得及び公開買付者による本公開買付けを含む本取引に関する提案を受けたとのことです（注1）。そこで、対象者は、後記「(5) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置」記載の各措置を講じた上で、対象者、武田薬品工業グループ及び公開買付者から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」といいます。）から取得した株式価値算定書（以下「対象者株式価値算定書」といいます。）の内容並びに対象者、武田薬品工業グループ及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所（以下「TMI」といいます。）から受けた法的助言を踏まえ、本自己株式取得及び本公開買付けを含む本取引について、慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

本自己株式取得及び本公開買付けを含む本取引を総合的に検討した結果、対象者は、対象者が公開買付者の子会社となることによって、()公開買付者グループが有する海外販売拠点の活用により、対象者の製品のより一層の拡販を図ることが可能となること、()公開買付者グループの技術スタッフとの協働により、電子材料等の化成品や培地等のライフサイエンス分野における技術開発力強化を期待することができること、及び()公開買付者グループとの共同調達を推進することにより調達コストの低減を図ることが可能となることから、本取引は対象者の企業価値向上に資するものであると判断したとのことです。

また、()対象者株式は、金融商品取引所に上場しておらず、譲渡する機会が限定されていること、及び()本公開買付価格が、対象者株式価値算定書における類似上場会社比較法及びDCF法に基づく算定結果のレンジの上限を上回っていることを総合的に勘案し、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

以上より、対象者は、平成28年12月15日開催の取締役会において、本自己株式取得に係る議案を平成29年2月6日開催予定の臨時株主総会に付議する旨、及び本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

また、対象者は、平成29年2月24日開催の取締役会において、平成28年12月15日開催の取締役会の判断を変更すべき事情は特段見受けられないと考え、当該判断を維持し、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

上記各取締役会決議の詳細については、後記「(5)本公開買付価格の公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(注1) 本公開買付価格と本自己株式取得の取得価格は同額ですが、対象者株主によっては、本自己株式取得に申し込む場合と本公開買付けに応募する場合で税務上の取扱いが異なる可能性があることから(注2)、本自己株式取得及び本公開買付けを含む本取引は、それぞれの事情により本公開買付けではなく本自己株式取得への申込みを希望する対象者株主に対しても広く売却の機会を付与するものであることを踏まえて、公開買付者及び武田薬品工業が協議の上で、武田薬品工業を通じて提案したものです。

(注2) 本公開買付けにより買い付けられた対象者株式に対する課税関係としては、一般的には、(a)対象者の個人株主(日本の居住者)については、原則として20.315%(所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号。その後の改正を含みます。))に基づく復興特別所得税(以下「復興特別所得税」といいます。))15.315%並びに住民税5%(国内に恒久的施設を有する非居住者については15.315%(所得税及び復興特別所得税))の申告分離課税の対象となり、(b)対象者の法人株主(内国法人及び国内に恒久的施設を有する外国法人)については、譲渡損益が発生し、かかる譲渡損益が法人税の課税対象となると解されます。税務上の一般的な取扱いは上記に述べたとおりですが、具体的な取扱いについては、株主の皆様各位において自らの責任にて税務専門家にご確認ください。また、対象者平成29年2月プレスリリースによれば、本自己株式取得により対象者に取得された対象者株式に対する一般的な課税関係は、以下のとおりとのことです。

<個人株主の場合>

本自己株式取得に申込みをして交付を受ける金銭の額が、対象者の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額を配当所得とみなして課税されます。なお、当該配当所得とみなされる金額のうち20.42%に相当する金額が源泉徴収されます。

また、本自己株式取得に申込みをして交付を受ける金銭の額から、配当所得とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

<法人株主の場合>

本自己株式取得に申込みをして交付を受ける金銭の額が、対象者の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額を配当所得とみなして課税されます。なお、当該配当所得とみなされる金額のうち20.42%に相当する金額が源泉徴収されます。配当所得については、受取配当等の益金不算入制度の適用があります。

また、本自己株式取得に申込みをして交付を受ける金銭の額から、配当所得とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となり、譲渡収入から譲渡する株式の帳簿価額を控除した金額が株式譲渡損益として課税対象となります。

(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、武田薬品工業との間で、平成28年12月15日付で本応募契約を締結し、武田薬品工業が、本自己株式取得の完了後に自らが所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨を合意しております。また、本応募契約においては、武田薬品工業は、その子会社である日本製薬をして、日本製薬が本自己株式取得の完了後に所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募させる旨も合意しております。本自己株式取得の結果、本書提出日現在、武田薬品工業は対象者株式12,486,821株を、日本製薬は対象者株式60,421株を、それぞれ所有しており、本応募合意株式の合計は12,547,242株（所有割合58.67%）です。

本応募契約においては、武田薬品工業グループによる対象者株式の応募の前提条件として、本公開買付けが適法かつ有効に開始されており、撤回されていないこと、本応募契約に基づく公開買付者の表明及び保証の全てが重要な点で真実かつ正確であること（注1）、本公開買付けを制限又は禁止する旨の法令等又は司法判断等が存在しないこと、並びに公開買付者が、本応募契約により、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「本公開買付期間」といいます。）の開始日前に履行すること又は遵守することが要求されている全ての合意、誓約及び条件を履行し、遵守していること（注2）が定められております。なお、武田薬品工業が、その任意の裁量により、これらの前提条件の全部又は一部を放棄の上、自らの判断で本公開買付けに応募すること及び日本製薬をして応募させることは制限されていません。

（注1） 公開買付者は、本応募契約において、武田薬品工業に対して、（ ）本応募契約締結日、本公開買付期間の開始日及び本公開買付けに係る決済の開始日において、公開買付者の適法な設立及び有効な存続、本応募契約の締結及び履行に必要な権限の存在及び必要な手続の履践、本応募契約の法的拘束力及び強制執行可能性、本応募契約の締結及び義務の履行並びに本公開買付けの実施が法令等に違反するものではないこと、本応募契約の締結及び義務の履行並びに本公開買付けの実施のために本応募契約の締結日及び本公開買付けの開始日までに必要な許認可等を取得していること、並びに、（ ）本公開買付けに係る決済の開始日における公開買付者の支払能力について表明及び保証をしております。

（注2） 公開買付者は、本応募契約において、本公開買付期間の開始日前の義務として、本応募契約上の公開買付者の表明保証違反、武田薬品工業の義務の前提条件不充足若しくは公開買付者の義務違反の事実又はこれらのおそれが判明した場合の武田薬品工業への通知義務、秘密保持義務、本応募契約上の表明保証違反又は義務違反による補償義務、本応募契約の作成、締結及び履行に関連して公開買付者が支出する費用（アドバイザーの報酬、送金費用等を含みます。）を自ら負担する義務、本応募契約上の権利義務の譲渡禁止義務、並びに誠実協議義務を負っています。

上記に加えて、公開買付者は、本応募契約において、本公開買付けが成立した場合であって、（ ）本マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を満たさなかったときには、当面の間、対象者株式の全ての取得を目的とした手続を実施しない義務及び（ ）本マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を満たし対象者株式の全ての取得を目的とした手続を行うときには、公開買付者の完全親会社である富士フイルムホールディングスの普通株式（以下「公開買付者親会社普通株式」といいます。）を対価とする株式交換の方法により行う義務等を負っています。

なお、本応募契約においては、本公開買付け以外の第三者による対象者株式に対する公開買付け（以下「対抗公開買付け」といいます。）が開始された場合で、対抗公開買付けの買付け等の価格が本公開買付価格を大幅に上回る場合など、公開買付者の実施する本公開買付けに応募することが、武田薬品工業の取締役の善管注意義務に違反するおそれが高いと合理的に判断される旨の弁護士からの意見書を取得した上で武田薬品工業がその旨合理的に判断し、当該意見書が武田薬品工業から公開買付者に交付された場合には、武田薬品工業グループは、公開買付者の実施する本公開買付けに応募しないことができ、既に応募している場合には応募を撤回することができるものとされています。

(4) 公開買付価格の決定に関する事項

公開買付者は、本公開買付価格の決定にあたり、公開買付者、対象者及び武田薬品工業グループから独立した公開買付者及び富士フイルムホールディングスのファイナンシャル・アドバイザーであるメリルリンチ日本証券株式会社（以下「メリルリンチ日本証券」といいます。）に対して、対象者の株式価値の財務分析を依頼し、後記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の（注）に記載の前提条件その他一定の条件の下に、対象者株式の株式価値に関する株式価値算定書、並びに本公開買付けにおいて公開買付者が支払う本公開買付価格は、公開買付者及び富士フイルムホールディングスにとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。本公開買付価格の決定の詳細については、後記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の基礎」及び同「算定の経緯」をご参照ください。

(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置

対象者は、公開買付者が本取引を通じて対象者を公開買付者の完全子会社とすることを企図していること、及び本自己株式取得の完了前において対象者の親会社として対象者株式23,148,821株（本自己株式取得前所有割合70.87%）を所有していた武田薬品工業が公開買付者との間で本応募契約を締結していることを考慮して、対象者の株主の皆様への影響に配慮し、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施したとのことです。

対象者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者は、公開買付者から提示された本公開買付価格を検討し、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、対象者、武田薬品工業グループ及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるS M B C日興証券に対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼したとのことです。

S M B C日興証券は、対象者株式の株式価値の各種評価手法を検討した結果、類似上場会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「D C F法」といいます。）を用いて、対象者株式の株式価値の算定を行い、対象者はS M B C日興証券から平成28年12月14日に対象者株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、S M B C日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。また、S M B C日興証券は、対象者、武田薬品工業グループ及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

S M B C日興証券によれば、対象者株式の株式価値算定にあたり、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

類似上場会社比較法	5,040円から5,650円
D C F法	4,153円から4,746円

類似上場会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて対象者株式の株式価値を算定し、その1株当たりの株式価値の範囲を、5,040円から5,650円までと算定したとのことです。

D C F法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、平成29年3月期以降に対象者が将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を、4,153円から4,746円までと算定したとのことです。なお、S M B C日興証券は、対象者の指示に従い、対象者株式の価値の算定の前提として本自己株式取得が実施されることを考慮していないとのことです。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程における公正性を確保するため、対象者、武田薬品工業グループ及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーであるT M Iを選任し、T M Iから、本公開買付けに関する意思決定方法・過程その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けているとのことです。

なお、T M Iは、対象者、武田薬品工業グループ及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

対象者は、S M B C日興証券から取得した対象者株式価値算定書の内容及びT M Iから受けた法的助言を踏まえ、本自己株式取得及び本公開買付けを含む本取引について、慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

本自己株式取得及び本公開買付けを含む本取引を総合的に検討した結果、対象者は、対象者が公開買付者の子会社となることによって、()公開買付者グループが有する海外販売拠点の活用により、対象者の製品のより一層の拡販を図ることが可能となること、()公開買付者グループの技術スタッフとの協働により、電子材料等の化成品や培地等のライフサイエンス分野における技術開発力強化を期待することができること、及び()公開買付者グループとの共同調達を推進することにより調達コストの低減を図ることが可能となることから、本取引は対象者の企業価値向上に資するものであると判断したとのことです。

また、()対象者株式は、金融商品取引所に上場しておらず、譲渡する機会が限定されていること、及び()本公開買付価格が、対象者株式価値算定書における類似上場会社比較法及びD C F法に基づく算定結果のレンジの上限を上回っていることを総合的に勘案し、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

以上より、対象者は、平成28年12月15日開催の取締役会において、本自己株式取得に係る議案を平成29年2月6日開催予定の臨時株主総会に付議する旨、及び本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

さらに、対象者は、平成29年2月24日開催の取締役会において、平成28年12月15日開催の取締役会の判断を変更すべき事情は特段見受けられないと考え、当該判断を維持し、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

上記各取締役会決議は、対象者取締役全員（7名）が参加し、取締役全員の一致により決議されたとのことです。また、平成28年12月15日開催の取締役会においては、対象者の監査役4名のうち眞谷俊誠氏を除く3名が、上記決議に異議がない旨の意見を述べ、また、平成29年2月24日開催の取締役会においては、対象者の監査役4名のうち眞谷俊誠氏及び高原宏氏を除く2名が、上記決議に異議がない旨の意見を述べたとのことです。なお、対象者監査役である眞谷俊誠氏は、武田薬品工業の従業員を兼任していることを踏まえ、利益相反の疑いを回避する観点から、対象者の上記各取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する審議に参加しておらず、上記各取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えたとのことです。また、対象者監査役である高原宏氏は、業務上の都合により平成29年2月24日開催の取締役会を欠席したとのことですが、対象者は、当該取締役会に先立ち、同氏より上記決議に異議がない旨の意見を得たとのことです。

(6) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、前記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を充足することを条件に、対象者株式の全てを取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを予定しています。

具体的には、本公開買付けにより、公開買付者が対象者株式の全てを取得できなかった場合であって、本マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を充足したときには、公開買付者は、本公開買付けが成立した後に遅滞なく、対象者との間で、公開買付者を完全親会社とし、対象者を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することにより、公開買付者が対象者株式の全てを取得することを企図しております。

本株式交換においては、公開買付者を除く対象者の株主の皆様が所有する対象者株式の対価として公開買付者親会社普通株式を交付することを予定しており、法定の必要手続を踏むことにより、本公開買付けに応募されなかった対象者株式の全て（本株式交換の効力発生の直前の時点において公開買付者が所有する対象者株式を除きます。）は公開買付者親会社普通株式と交換され、公開買付者親会社普通株式1株以上を割り当てられた対象者の株主の皆様は、富士フイルムホールディングスの株主となります（いわゆる「三角株式交換」）。

これは、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募いただくことで、より早期の金銭による対価を受領する機会を提供するとともに、本マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を充足したときには、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様には、公開買付者親会社普通株式を所有することで、対象者を含む富士フイルムホールディングスグループの事業の価値向上の利益等を共に享受していただけるよう、本公開買付け後に予定している本株式交換によって新たに富士フイルムホールディングスの株主となっていただくという選択も可能としたものです。

なお、本公開買付けが成立した場合であっても、本マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を充足しなかったときには、公開買付者は、本応募契約において、当面の間、対象者株式の全ての取得を目的とした手続を実施しない義務を負っていますので、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様は、本公開買付け後も引き続き対象者の株主としての地位を有することになります。

本株式交換においては、公開買付者が本株式交換の対価として交付する公開買付者親会社普通株式の数に当該株式の1株当たり純資産額を乗じて得た金額の公開買付者の純資産額に対する割合が5分の1を超えないことが見込まれることから、いわゆる交換差損が生じる場合（注）を除き、本株式交換は、会社法第796条第2項本文に定める簡易株式交換により、公開買付者における株主総会の承認を受けずに実施される予定ですが、仮に公開買付者における株主総会の承認決議が必要な場合でも、公開買付者の完全親会社である富士フイルムホールディングスによる賛成により公開買付者の株主総会での承認は得られる予定です。また、本公開買付けを通じて公開買付者が対象者の総議決権の90%以上を有する特別支配会社となった場合、本株式交換は、会社法第784条第1項本文に定める略式株式交換により、対象者における株主総会の承認を受けずに実施される可能性があります。本株式交換が対象者における株主総会の承認決議を経て行われる場合には、公開買付者は、対象者に対して、本株式交換の承認議案を付議議案に含む株主総会を開催し、本株式交換の承認議案を上程することを要請する予定です。なお、公開買付者は、上記の株主総会において上記の本株式交換の承認議案に賛成する予定です。

本株式交換における株式交換比率は、本公開買付け終了後に、公開買付者と対象者が、それぞれの株主の皆様が利益に十分に配慮して協議の上で決定することを予定しておりますが、本株式交換により対象者の株主の皆様が受け取る対価（公開買付者親会社普通株式。但し、受け取るべき公開買付者親会社普通株式の数に1株未満の端数がある場合、一定の端数調整金を分配することになります。）を決定する前提となる対象者株式の評価は、本公開買付け価格と同一の価格にする予定です。本株式交換に際しては、完全子会社となる対象者の株主の皆様は、会社法その他関連法令の定めに従い、対象者に対して株式買取請求を行うことができます。この場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

また、本公開買付けへの応募又は本株式交換における税務上の取扱いについては、株主の皆様各位において自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

(注) 本株式交換において公開買付者が対象者株主に対して交付する公開買付者親会社普通株式の帳簿価額が、公開買付者が取得する対象者株式の額として会社法施行規則第195条第5項で定める額を超えている場合をいいます。

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成29年2月27日(月曜日)から平成29年4月3日(月曜日)まで(25営業日)
公告日	平成29年2月27日(月曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から本公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、本公開買付期間は平成29年4月10日(月曜日)まで(30営業日)となります。

【期間延長の確認連絡先】

連絡先 富士フイルム株式会社
東京都港区赤坂九丁目7番3号
経営企画部長 八尋 孝弘 03-6271-3111(大代表)

確認受付時間 平日9時から17時まで

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式 1 株につき、金8,535円						
新株予約権証券	-						
新株予約権付社債券	-						
株券等信託受益証券 ()	-						
株券等預託証券 ()	-						
算定の基礎	<p>公開買付者は、本公開買付価格の決定にあたり、公開買付者、対象者及び武田薬品工業グループから独立した公開買付者及び富士フイルムホールディングスのファイナンシャル・アドバイザーであるメリルリンチ日本証券に対して、対象者の株式価値の財務分析を依頼しました。なお、メリルリンチ日本証券は公開買付者、対象者及び武田薬品工業グループの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。</p> <p>メリルリンチ日本証券は、対象者株式の株式価値の各種評価手法を検討し、主要な評価手法として類似企業比較分析、類似取引比較分析及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF分析」といいます。）の各手法を用い、後記（注）に記載の前提条件その他一定の条件の下に対象者株式の株式価値分析を行い、公開買付者及び富士フイルムホールディングスに対して平成28年12月15日付で対象者株式の株式価値に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を提出いたしました。また、公開買付者及び富士フイルムホールディングスは、メリルリンチ日本証券から、平成28年12月15日付で、後記（注）に記載の前提条件その他一定の条件の下に、本公開買付けにおいて公開買付者が支払う本公開買付価格は、公開買付者及び富士フイルムホールディングスにとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。</p> <p>上記各手法において分析された対象者株式の1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>類似企業比較分析</td> <td>5,304円から6,835円</td> </tr> <tr> <td>類似取引比較分析</td> <td>5,562円から9,113円</td> </tr> <tr> <td>DCF分析</td> <td>6,677円から12,372円</td> </tr> </table> <p>類似企業比較分析では、完全に類似していないものの、分析の目的のために対象者と比較的類似する事業を手がける複数の上場企業の市場株価と収益等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を分析しました。</p> <p>類似取引比較分析では、本取引と比較的類似する過去の買収案件における評価額と当該案件の対象企業の財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を分析しました。</p> <p>DCF分析では、対象者から提供された対象者の平成29年3月期から平成34年3月期までの財務予測に公開買付者及び富士フイルムホールディングスの経営陣がデュー・ディリジェンスの内容を踏まえた修正（本取引の実行により得られると見込まれるシナジー効果を含みます。）を加えた上で作成し、メリルリンチ日本証券に提供した対象者の財務予測に基づき、後記（注）に記載の前提条件その他一定の条件の下に、対象者が生み出すと見込まれる平成29年3月期以降のフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り戻して企業価値や株式価値を分析しました。なお、メリルリンチ日本証券は、公開買付者及び富士フイルムホールディングスの指示に従い、DCF分析の前提として本自己株式取得が実施されることを考慮しておりません。</p> <p>公開買付者は、本株式価値算定書の内容・分析結果に加え、本公開買付けによる対象者株式の取得の戦略的意義、対象者との間で創出されるシナジー、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否等を総合的に勘案し、また、武田薬品工業との協議、交渉を踏まえ、最終的に平成28年12月15日に開催された公開買付者の取締役会において、対象者株式1株当たりの本公開買付価格を8,535円と決定しました。また、公開買付者及び富士フイルムホールディングスは、メリルリンチ日本証券より、後記（注）に記載の前提条件その他一定の条件の下に、本公開買付けにおいて公開買付者が支払う本公開買付価格は、公開買付者及び富士フイルムホールディングスにとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を同日に受領しています。</p>	類似企業比較分析	5,304円から6,835円	類似取引比較分析	5,562円から9,113円	DCF分析	6,677円から12,372円
類似企業比較分析	5,304円から6,835円						
類似取引比較分析	5,562円から9,113円						
DCF分析	6,677円から12,372円						

算定の経緯	<p>(公開買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>公開買付者と対象者は、写真感光材料の生産に必要な発色剤等の化成品の供給等で長年に亘る取引関係があり、公開買付者が、昭和35年に公開買付者の製品で活用される化成品等の安定供給を目的に対象者の増資を引き受けて資本提携をして以来、資本・事業の両面から強固な関係を維持してきました。</p> <p>そのような中、公開買付者は、平成28年7月上旬、対象者の親会社である武田薬品工業のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券から、武田薬品工業が所有する対象者株式の取得に対する関心の有無について打診を受けて検討を開始し、平成28年7月中旬、武田薬品工業が実施した入札プロセスに参加しました。その後、公開買付者は、平成28年8月下旬に第一次入札を通過したことから、平成28年8月下旬から同年10月中旬にかけて、対象者の経営陣との面談を含む本格的なデュー・ディリジェンスを実施し、対象者及び公開買付者双方の企業価値向上を目的とした中長期的な成長戦略と諸施策の検討並びに武田薬品工業から示された応募契約案などの検討を進めてきました。かかる検討の結果、公開買付者は、長年に亘る公開買付者と対象者との資本関係・取引関係を基盤に、本取引を通じて、公開買付者グループが成長ドライバーと位置付ける「ヘルスケア」及び「高機能材料」事業を中心により一層強化し、また、さらなるシナジーの実現を目指すことが公開買付者と対象者双方の今後の飛躍的な成長に資するという認識に至り、平成28年10月下旬に武田薬品工業に対して、本公開買付価格や本自己株式取得の諸条件を含む本取引の諸条件を最終提案として提示しました。これを受け、武田薬品工業は、公開買付者を対象者株式譲渡先の最有力候補者とするに至ったとのことです。</p> <p>平成28年11月上旬以降、公開買付者は、武田薬品工業との間で、本取引のスキームの詳細や本公開買付価格をはじめとする本公開買付けの諸条件について協議・交渉を重ね、本応募契約のその他の条件についても合意したことから、公開買付者は、武田薬品工業とのこれまでの本取引に関する協議・検討を踏まえて、平成28年12月15日開催の取締役会において、対象者株式の全てを取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする本取引の一環として、本公開買付けを実施することを決議し、同日付で武田薬品工業との間で本応募契約を締結しました。また、武田薬品工業の平成28年12月15日付プレスリリース「和光純薬工業株式会社株式の富士フイルム株式会社への譲渡について」によれば、武田薬品工業は現在、グローバル製薬企業として持続的な成長の実現に向け、重点疾患領域である「オンコロジー（がん）」、「消化器系疾患領域」、「中枢神経系疾患領域」及び「ワクチン」への研究開発資源の重点的な配分を通じてイノベーションを推進することで、革新的な新薬の創出を目指しているとのことであり、このような状況の下、武田薬品工業は、対象者の今後の事業発展を慎重に検討した結果、対象者と長年の資本関係・取引関係を有し、「ヘルスケア」及び「高機能材料」事業を中長期的な成長の柱とする公開買付者のサポートの下、事業成長を加速していくことが対象者のより一層の発展に繋がると考え、公開買付者への対象者株式の譲渡を目的として、公開買付者との間で本応募契約を締結したとのことです。なお、本自己株式取得及び本公開買付けを含む本取引のスキームは、それぞれの事情により本公開買付けではなく本自己株式取得への申込みを希望する対象者株主に対しても広く売却の機会を付与するものであることを踏まえて、公開買付者及び武田薬品工業が協議の上で、武田薬品工業を通じて対象者に提案しています。</p> <p>本公開買付けの実施につきましては、本自己株式取得の手続が完了していること、国内外の競争法に基づき必要な手続及び対応が完了していること等を条件としておりましたが、今般、これらの手続及び対応が完了し、本公開買付けが実施可能な状態となったことを確認したため、上記決議に従い、公開買付者は、本公開買付けを平成29年2月27日に開始します。公開買付者は、以下の経緯により本公開買付価格について決定いたしました。</p> <p>算定の際に意見を聴取した第三者の名称 公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して、公開買付者及び富士フイルムホールディングスのファイナンシャル・アドバイザーであるメリルリンチ日本証券に対し、対象者の株式価値の財務分析を依頼しました。</p>
-------	---

当該意見の概要

メリルリンチ日本証券は、上記「算定の基礎」に記載のとおり、類似企業比較分析、類似取引比較分析及びDCF分析の各手法を用いて、後記（注）に記載の前提条件その他一定の条件の下に対象者株式の株式価値算定を行い、公開買付者及び富士フィルムホールディングスは、メリルリンチ日本証券から平成28年12月15日付で本株式価値算定書を取得し、また、同日付で、後記（注）に記載の前提条件その他一定の条件の下に、本公開買付けにおいて公開買付者が支払う本公開買付価格は、公開買付者及び富士フィルムホールディングスにとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。

上記各手法において分析された対象者株式の1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

類似企業比較分析	5,304円から6,835円
類似取引比較分析	5,562円から9,113円
DCF分析	6,677円から12,372円

当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

公開買付者は、本株式価値算定書の内容・分析結果に加え、本公開買付けによる対象者株式の取得の戦略的意義、対象者との間で創出されるシナジー、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否等を総合的に勘案し、また、武田薬品工業との協議、交渉を踏まえ、最終的に平成28年12月15日に開催された公開買付者の取締役会において、対象者株式1株当たりの本公開買付価格を8,535円と決定しました。また、公開買付者及び富士フィルムホールディングスは、メリルリンチ日本証券より、後記（注）に記載の前提条件その他一定の条件の下に、本公開買付けにおいて公開買付者が支払う本公開買付価格は、公開買付者及び富士フィルムホールディングスにとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を同日に受領しています。

（注） 上記のメリルリンチ日本証券の本株式価値算定書及び意見書は、公開買付者及び富士フィルムホールディングスの取締役会がその立場において本公開買付価格を財務的見地から検討することに関連し、かつ、かかる検討を目的として公開買付者及び富士フィルムホールディングスの各社の取締役会に対してその便宜のために提出されたものです。当該意見は、本公開買付けにおける本公開買付価格に係る公開買付者及び富士フィルムホールディングスにとっての財務的見地からの公正性に限定され、本取引又は本公開買付けに関連して関係当事者のいかなる種類の証券の保有者、債権者その他の利害関係者が受領する対価について、何ら意見又は見解を表明するものではありません。メリルリンチ日本証券は、本取引の形態、ストラクチャー等を含め本取引の条件その他の側面（当該意見書に明記される範囲における本公開買付価格を除く。）又は本自己株式取得若しくは本株式交換の条件（これらにおいて支払われる対価を含む。）について、何ら意見又は見解を表明するものではなく、また、公開買付者にとり採用可能であるか若しくは実行する可能性のある他の戦略又は取引と比較した場合における本取引の相対的な利点又は本取引の推進若しくは実施に関する業務上の意思決定について、何ら意見又は見解を表明するものではありません。また、本取引又はそれに関連する事項について、対象者の株主に対して本公開買付けに応募すること又はしないこと、対象者の株主がどのように議決権を行使し又は行動すべきかについて何ら意見を述べ又は推奨するものでもありません。また、本取引の当事者の役員、取締役又は従業員に対するいかなる報酬の金額、性質その他の側面に関する、本公開買付価格との比較における公正性（財務的か否かを問わない。）について、何らの意見又は見解も表明するものではありません。メリルリンチ日本証券は、本取引が公表又は開始された後を含むいずれかの時点において公開買付者親会社普通株式が取引されるべき価格に関して何ら意見を述べるものでもありません。

当該意見書を作成し、その基礎となる評価分析を行うにあたり、メリルリンチ日本証券は、公開されている又は同社に対して提供され若しくは同社が別途検討し若しくは協議した財務その他の情報及びデータについて、独自の検証を行うことなく、それらが正確かつ完全であることを前提とし、かつその正確性及び完全性に依拠しており、また当該情報又はデータがいかなる重要な点においても不正確となる又は誤解を招くおそれのあるものとなるような事実又は状況を認識していないという公開買付者、富士フィルムホールディングス及び対象者の経営陣の表明に依拠しております。メリルリンチ日本証券は、対象者の経営陣が作成した対象者に関する財務予測（以下「対象者予測」といいます。）について、それが対象者の将来の業績に関する対象者の経営陣による現時点で入手可能な最善の予測と誠実な判断を反映し、合理的に作成されたものであることを、公開買付者及び富士フィルムホールディングスの了解を得た上で、前提としております。メリルリンチ日本証券は、公開買付者及び富士フィルムホールディングスの経営陣が作成した対象者に関する財務予測（以下「公開買付者 対象者予測」といいます。）、富士フィルムホールディングスの経営陣からメリルリンチ日本証券に対して提供され、又は同経営陣と同社との間で協議が行われた富士フィルムホールディングスに関する財務予測

(以下「富士フィルムホールディングス予測」といいます。)並びに本取引から生じる費用削減及び収益増加の額及び時期に関する公開買付者及び富士フィルムホールディングスの経営陣による予想(以下「予想シナジー効果」といいます。)について、公開買付者及び富士フィルムホールディングスの指示に従い、これらが対象者及び富士フィルムホールディングスの将来の業績並びにその他の事項に関する公開買付者及び富士フィルムホールディングスの経営陣による現時点で入手可能な最善の予測と誠実な判断を反映し、合理的に作成されたものであることを前提とし、また、公開買付者 対象者予測に反映された将来の業績の実現可能性に関する公開買付者及び富士フィルムホールディングスの経営陣の評価に基づき、公開買付者及び富士フィルムホールディングスの指示に従い、当該意見書を作成し分析を行うにあたり公開買付者 対象者予測に依拠しております。メリルリンチ日本証券は、公開買付者及び富士フィルムホールディングスの指示に従い、公開買付者による予想シナジー効果の実現可能性に関する公開買付者の経営陣の評価に依拠しており、また、それらが予想された額及び時期において実現する旨の表明を公開買付者及び富士フィルムホールディングスより受けており、またそのことを前提としています。当該意見書及び本株式価値算定書は、必然的に、(当該分析に別段の記載がある場合を除き)当該意見書の日付現在の金融、経済、為替、市場その他の条件及び情勢を前提としており、かつ、同日現在においてメリルリンチ日本証券が入手可能な情報に基づいています。当該意見書及び本株式価値算定書の日付以降に発生する事象が当該意見書及び本株式価値算定書の内容に影響を与える可能性があります。メリルリンチ日本証券は、当該意見書及び本株式価値算定書を更新、改訂又は再確認する義務を負うものでないことが了解されています。

上述のとおり、上記のメリルリンチ日本証券による分析の記載は、同社が上記意見書に関連して公開買付者及び富士フィルムホールディングスの各社の取締役会に提示した主要な財務分析の概要であり、当該意見書に関連してメリルリンチ日本証券が行った全ての分析を網羅するものではありません。そのような財務に関わる意見書の作成及びその基礎となる分析は、各財務分析手法の適切性及び関連性並びに各手法の特定の状況への適用に関する様々な判断を伴う複雑な分析過程であり、従って、その一部の分析結果又は要約を記載することは必ずしも適切ではありません。メリルリンチ日本証券による分析は全体として考慮される必要があります。さらに、あらゆる分析及び考慮された要因又は分析に関する説明のための記載全てを考慮することなく一部の分析や要因のみを抽出したり表形式で記載された情報のみに着目することは、メリルリンチ日本証券による分析及び意見の基礎をなす過程についての誤解又は不完全な理解をもたらすおそれがあります。ある特定の分析が上記概要において言及されていることは、当該分析が同概要に記載の他の分析よりも重視されたことを意味するものではありません。

メリルリンチ日本証券は、分析を行うにあたり、業界の業績、一般的な事業・経済の情勢及びその他の事項を考慮しておりますが、その多くは公開買付者、富士フィルムホールディングス、武田薬品工業及び対象者により制御できないものです。メリルリンチ日本証券による分析の基礎をなす対象者及び富士フィルムホールディングスの将来の業績に関する予測は、必ずしも実際の価値や将来の結果を示すものではなく、実際の価値や将来の結果は、当該予測又はメリルリンチ日本証券の分析が示唆する見通しと比較して大幅に良好なものとなる又は悪化したものとなる可能性があります。メリルリンチ日本証券の分析は、本公開買付価格の財務的見地からの公正性についての分析の一環としてなされたものであり、上記意見書の提出に関連して公開買付者及び富士フィルムホールディングスの各社の取締役会に対して提供されたものです。メリルリンチ日本証券の分析は、鑑定を意図したのではなく、企業が実際に売却される場合の価格又は何らかの証券が取引された若しくは将来取引される可能性のある価格を示すものでもありません。従って、上記の分析に使用された予測及び同分析から導かれる評価レンジには重大な不確実性が本質的に伴うものであり、それらが対象者の実際の価値に関するメリルリンチ日本証券の見解を示すものと解釈されるべきではありません。本公開買付価格は、ファイナンシャル・アドバイザーではなく、公開買付者、富士フィルムホールディングス、武田薬品工業及び対象者の交渉により決定されたものであり、公開買付者及び富士フィルムホールディングスの各社の取締役会により承認されたものです。本公開買付けを実施することの決定は、もっぱら公開買付者及び富士フィルムホールディングスの各社の取締役会によってなされたものであり、メリルリンチ日本証券の意見及び本株式価値算定書は、上述のとおり、公開買付者及び富士フィルムホールディングスの各社の取締役会が本取引を検討するに際して考慮された多くの要因の一つにすぎず、公開買付者及び富士フィルムホールディングスの各社の取締役会又は経営陣の本取引又は本公開買付価格についての見解を決定付ける要因と解釈されてはなりません。

メリルリンチ日本証券は、対象者、公開買付者又は富士フィルムホールディングスの資産又は負債(偶発的なものか否かを問わない。)について独自の鑑定又は評価を行っておらず、また、かかる鑑定又は評価を提供されておりません。また、同社は、対象者、公開買付者又は富士フィルムホールディングスの財産又は資産の実地の見分も行っておりません。メリルリンチ日本証券は、破産、支払不能又はこれらに類似する事項に関するいかなる国、地域その他の法令の下でも、対象者、公開買付者又は富士フィルムホールディングスの支払能力又は公正価値について評価を行っておりません。メリルリンチ日本証券は、公開買付者及び富士フィルムホールディングスの指示に従い、本公開買付けが重要な条件又は合意事項を放棄、修正又は改訂することなくその条件に従い完了されること、及び本公開買付けに必要な政府、当局その他の認可、承認、免除及び免責を得る過程において、対象者、公開買付者若しくは富士フィルムホールディングス又は本公開買付けが予定している利益に悪影響を及ぼすような、遅延、制限、制約又は条件が課されること(排除措置又は変更措置が課される

ことを含む。)がないことを前提としております。なお、メリルリンチ日本証券は、当該意見書及び本株式価値算定書において、公開買付者及び富士フイルムホールディングスの指示に従い、本自己株式取得の影響(本自己株式取得による対象者の財務状況又は資本構成への影響を含みます。)を考慮しておりません。さらに、メリルリンチ日本証券は、公開買付者及び富士フイルムホールディングスの指示に従い、本応募契約の最終締結版が、同社が検討した本応募契約の草案と、いかなる重要な点においても相違しないことを前提としております。

メリルリンチ日本証券は、本取引に関して公開買付者及び富士フイルムホールディングスのファイナンシャル・アドバイザーを務め、かかるサービスに対し手数料(その全額が本公開買付けの完了を条件とする。)を受領します。また、公開買付者及び富士フイルムホールディングスは、同社の関与に関してメリルリンチ日本証券が負担する費用及び同社の関与から発生する一定の責任について同社に補償することを合意しています。メリルリンチ日本証券及び同社の関係会社は、フルサービスの証券会社かつ商業銀行であり、幅広い企業、政府機関及び個人に対して、投資銀行業務、コーポレート及びプライベート・バンキング業務、資産及び投資運用、資金調達及び財務アドバイザー・サービス並びにその他商業サービス及び商品の提供を行うとともに、証券、商品及びデリバティブ取引、外国為替その他仲介業務、及び自己勘定投資に従事しています。メリルリンチ日本証券及び同社の関係会社は、その通常の業務の過程において、公開買付者、富士フイルムホールディングス及び対象者並びにそれぞれの関係会社の株式、債券等の証券又はその他の金融商品(デリバティブ、銀行融資又はその他の債務を含む。)について、自己又は顧客の勘定において投資し、それらに投資するファンドを運用し、それらのロング・ポジション若しくはショート・ポジションを取得若しくは保有し、かかるポジションにつき資金を提供し、売買し、又はその他の方法で取引を実行することがあります。

メリルリンチ日本証券及び同社の関係会社は、公開買付者及び/又は富士フイルムホールディングスに対して、投資銀行サービス、商業銀行サービスその他の金融サービスを過去において提供しており、また現在もそのようなサービスを提供し又は将来においても提供する可能性があり、かかるサービスの提供に対して手数料を受領しており、また将来においても手数料を受領する可能性があります。さらに、メリルリンチ日本証券及び同社の関係会社は、過去において対象者及び/又は武田薬品工業に対して、投資銀行サービス、商業銀行サービスその他の金融サービスを提供しており、また現在もそのようなサービスを提供し又は将来においても提供する可能性があり、かかるサービスの提供に対して手数料を受領しており、また将来においても手数料を受領する可能性があります。

メリルリンチ日本証券は、法律、会計又は税務に関連する助言は行っておりません。

(3)【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
18,215,538 (株)	12,547,242 (株)	- (株)

(注1) 買付予定数の下限(12,547,242株)は、本応募合意株式の合計数と同数です。応募株券等の総数が買付予定数の下限(12,547,242株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(12,547,242株)以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主により単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は、法令の手に従い本公開買付け期間中に対象者株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する対象者株式を取得する予定はありません。

(注4) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数(18,215,538株)を記載しております。当該最大数は、対象者第144期半期報告書に記載された平成28年9月30日現在における対象者の発行済株式総数(33,342,320株)から、本書提出日現在、公開買付者が所有する対象者株式の数(3,170,050株)及び対象者が所有する自己株式数(11,956,732株)を控除した株式数(18,215,538株)になります。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	18,215
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成29年2月27日現在)(個)(d)	3,170
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成29年2月27日現在)(個)(g)	0
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成28年9月30日現在)(個)(j)	32,403
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	85.18
買付け等を行った後における株券等所有割合 $((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))\times 100)$ (%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(18,215,538株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 対象者は、本公開買付けの開始の前提として、本公開買付価格と同額で対象者株式を取得する本自己株式取得を行ったため、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することに合意している者に該当すると判断し、特別関係者に含めていますが、特別関係者である対象者が本書提出日現在、所有する対象者株式11,956,732株は全て自己株式であり議決権はないため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成29年2月27日現在)(個)(g)」は0個としております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成28年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者第144期半期報告書に記載された平成28年9月30日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては対象者株式の単元未満株式についても買付け等の対象としており、また、本自己株式取得により平成29年2月24日付で対象者が所有する対象者株式が増加しているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第144期半期報告書に記載された平成28年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(33,342,320株)から本書提出日現在対象者が所有する自己株式数(11,956,732株)を控除した株式数(21,385,588株)に係る議決権の数である21,385個を分母として計算しております(なお、対象者の単元株式数は1,000株です。)

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

(1)【株券等の種類】

普通株式

(2)【根拠法令】

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。)第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる対象者株式の取得(以下「本株式取得」といいます。)に関する計画をあらかじめ届け出なければならず(以下、当該届出を「事前届出」といいます。)、同条第8項により事前届出が受理された日から30日(短縮される場合もあります。)を経過するまでは本株式取得を行うことができません(以下、本株式取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。)

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずること

ができます（同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。）。上記の事前届出が行われた場合で公正取引委員会が排除措置命令を発令するときは、公正取引委員会は、排除措置命令の名宛人となるべき者について意見聴取を行わなければならない（同法第49条）、その意見聴取にあたっては、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法第50条第1項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、事前届出に係る株式取得に関する計画に対する排除措置命令の事前通知は、一定期間（上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされており（同法第10条第9項）。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされており（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）第9条）。

公開買付者は、本株式取得に関して、平成29年1月24日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されておりましたが、本株式取得に関しては、公開買付者は、公正取引委員会から平成29年2月13日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」を平成29年2月16日に受領したため、平成29年2月13日をもって措置期間が終了し、また、公正取引委員会から取得禁止期間を30日間から20日間に短縮する旨の平成29年2月13日付「禁止期間の短縮の通知書」を平成29年2月16日に受領したため、平成29年2月13日をもって取得禁止期間が終了しています。

ドイツ競争制限禁止法

公開買付者は、ドイツ連邦共和国の競争制限禁止法（以下「ドイツ競争制限禁止法」といいます。）に基づき、連邦カルテル庁に対し、本株式取得以前に届出をする必要があります。当該届出より原則として1ヶ月間の待機期間中は本株式取得が禁止されますが、その待機期間内に連邦カルテル庁から本株式取得がドイツ競争制限禁止法に定める禁止事由に該当せず実行可能である旨の通知を受領すれば、ドイツ競争制限禁止法との関係では、公開買付者は同待機期間の経過を待たずに本株式取得を行うことができます。

公開買付者は、平成29年1月17日に連邦カルテル庁に対して事前届出を行い、同日付で受理されておりましたが、本株式取得に関しては、公開買付者は、連邦カルテル庁から平成29年2月9日に本株式取得が禁止事由に該当せず実行可能である旨の通知を受領しております。

アイルランド競争法

公開買付者は、アイルランド共和国の競争法（以下「アイルランド競争法」といいます。）に基づき、アイルランド競争・消費者保護委員会（以下「アイルランド競争委員会」といいます。）に対し、本株式取得以前に届出をする必要があります。当該届出より原則として30営業日の待機期間中は本株式取得が禁止されますが、その待機期間内にアイルランド競争委員会から本株式取得がアイルランド共和国における競争を実質的に減殺せず実行可能である旨の通知を受領すれば、アイルランド競争法との関係では、公開買付者は同待機期間の経過を待たずに本株式取得を行うことができます。

公開買付者は、平成28年12月29日にアイルランド競争委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されておりましたが、本株式取得に関しては、公開買付者は、アイルランド競争委員会から平成29年2月3日に本株式取得がアイルランド共和国における競争を実質的に減殺せず実行可能である旨の通知を受領しております。

（3）【許可等の日付及び番号】

国又は地域名	許可等をした機関の名称	許可等の日付（現地時間）	許可等の番号
日本	公正取引委員会	平成29年2月13日	公経企第103号
ドイツ連邦共和国	連邦カルテル庁	平成29年2月9日	B3-25/17
アイルランド共和国	アイルランド競争委員会	平成29年2月3日	M/16/067

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

株主名簿管理人

三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

応募書類の請求先

証券代行部テレホンセンター（0120-094-777）

（営業時間：土・日・祝祭日等を除く9時～17時）

本公開買付けにおいては、対象者が株券発行会社ではないため、株券に代わる株主の地位の証明手段として、対象者の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「株主名簿管理人」といいます。）から発行される株主の所有株式数等を証明する「株式残高通知書」と称する書面（以下「所有株式数等証明書」といいます。）を応募書類といたします。株主名簿管理人は、平成28年12月30日現在の株主名簿に記載された株主宛に、平成28年12月30日現在の株主名簿記載事項を証明している「所有株式数等証明書」を発行しており、本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下「応募株主等」といいます。）は、平成28年12月30日現在又はそれ以降の時点の株主名簿記載事項を証明している「所有株式数等証明書」をご提出ください（平成28年12月30日より前の時点の株主名簿記載事項を証明する「所有株式数等証明書」では本公開買付けの応募の受け付けは行いません。）。また、対象者は株券発行会社ではないため、公開買付者は、対象者に対し、本公開買付け後に、応募株主等と共同して株主名簿の名義書換を請求しなければなりません。本公開買付けにおいては、株主名簿管理人より対象者の株主が対象者に届け出ている住所へ「株式名義書換請求書」が送付されます。当該「所有株式数等証明書」に記載されている株主名及び住所を記載の上、届出印を押印した（届出印を紛失等された場合には、個人の場合には実印を、法人の場合には法人印を押印して、当該実印・法人印に係る印鑑証明書（交付日から6ヶ月以内の原本。なお、当該印鑑証明書と対象者の株主名簿に記載された住所・氏名が一致している必要があります。以下「印鑑証明書」といいます。）を添付した）「株式名義書換請求書」（以下「その他応募書類」といいます。）も応募書類といたします（上記の形式を具備しない「株式名義書換請求書」では、当該応募株主等の応募に係る株券等の買付け等を行いません。）。以上のとおり、応募株主等は、公開買付代理人所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、対象者の株主名簿管理人から発行される平成28年12月30日現在又はそれ以降の時点の株主名簿記載事項を証明する「所有株式数等証明書」及び「その他応募書類」を添えて、本公開買付期間の末日の16時までに、公開買付代理人の本店又は全国各支店（以下、公開買付代理人にて既に口座をお持ちの場合には、お取引支店といたします。）において応募してください。なお、株主名簿管理人から「所有株式数等証明書」の発行を受けるためには事務処理に通常2週間程度を要することも考えられるため、応募を検討される株主の皆様はお早めに公開買付代理人及び株主名簿管理人までご連絡ください。また、応募株主等は応募の時点、本公開買付期間の終了時点、及び株主名簿管理人における株主名簿の名義書換の時点において、対象者の株主名簿に株主として記載又は記録されている必要があります。公開買付者が、本公開買付期間の終了後直ちに、本公開買付けの応募を受け付けた株券等に係る「その他応募書類」を株主名簿管理人に対して交付した後に、当該各時点において、対象者の株主名簿に株主として記載又は記録されていないことが判明した応募株主等については、当該応募株主等の応募に係る株券等の買付け等を行いません。また、「所有株式数等証明書」には当該応募株主等が株主名簿管理人に届け出た株主名、住所が記載されており、株主名簿の名義書換を請求するには、「所有株式数等証明書」の記載内容と同一の株主名、住所及び届出印（届出印を紛失等された場合には、個人の場合には実印、法人の場合には法人印）を「その他応募書類」の株主（譲渡人）欄に記入・捺印の上、株主名簿管理人に提出する必要があります。当該応募株主等が公開買付代理人に提出した「公開買付応募申込書」、「所有株式数等証明書」又は「その他応募書類」について不備があることにより、後記「10 決済の方法」の「(2) 決済の開始日」に記載の日までに株主名簿管理人にて名義書換の完了が確認できない場合、本公開買付けが成立したときでも、当該応募株主等の応募に係る株券等の買付け等を行いません。この場合、本公開買付けに係る契約が解除されたものとし、当該応募株主等の応募に係る株券等の名義書換は行われず、従って本公開買付けに係る決済も開始されません。（注1）

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を經由した応募の受け付けは行われません。

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」、「所有株式数等証明書」及び「その他応募書類」とともに、口座開設の際の公開買付代理人への届出印をご用意ください。また、応募の際に個人番号（法人の場合は法人番号）及び本人確認書類が必要となる場合があります。（注2）（注3）

外国の居住者である株主等（法人の株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください（常任代理人より、外国人株主等の委任状又は契約書の原本証明付きの「写し」をいただきます。）。なお、米国内からの応募等につきましては、後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(8) その他」をご参照ください。

個人の株主等の場合、買い付けられた株券等に係る売却代金と取得費との差額は、株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注4）

応募の受付に際しては、応募株主等に対して、「公開買付応募申込受付票」を交付します。

（注1） 応募書類について

応募株主等が本公開買付けの応募に際して必要となる書類は下記のとおりとなります。

	書類の名称	書類の請求先
A	株式残高通知書	三菱UFJ信託銀行株式会社
B	株式名義書換請求書	三菱UFJ信託銀行株式会社
C	公開買付応募申込書	大和証券株式会社

（注2） 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、次の個人番号及び本人確認書類が必要になります（法人の場合は、法人番号及び法人本人の本人確認書類に加え、「現に取引に当たる担当者（取引担当者）」についての本人確認書類及び取引担当者が当該法人のために取引の任にあたっていることの確認が必要になります。）。なお、本人確認書類等の詳細については、公開買付代理人にお尋ねください。

・個人の場合

下記、A～Cいずれかの書類をご提出ください。

	個人番号確認書類	本人確認書類
A	個人番号カード（裏）	個人番号カード（表）
B	通知カード	aのいずれか1種類、又はbのうち2種類
C	個人番号記載のある住民票の写し 又は住民票の記載事項証明書	a又はbのうち、「住民票の写し」「住民票の記載事項証明書」以外の1種類

a 顔写真付の本人確認書類

- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要

パスポート、運転免許証、運転経歴証明書、各種福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書

b 顔写真のない本人確認書類

- ・発行から6ヶ月以内の原本又はコピーの提出が必要

住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑証明書

- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要

各種健康保険証、国民年金手帳（氏名・住所・生年月日の記載があるもの）、各種福祉手帳等

・法人の場合

下記、A～Cの確認書類をご提出ください。

A	法人番号確認書類	・法人番号指定通知書又は ・法人番号印刷書類
B	法人のお客さまの本人確認書類	・登記事項証明書又は ・官公庁から発行された書類等 （名称、本店又は主たる事務所の所在地及び事業の内容を確認できるもの）
C	お取引担当者の本人確認書類	・個人番号カード（表）又は ・上記個人の場合の本人確認書類（aのいずれか1種類、又はbのうち2種類）

- ・外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合
日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等（自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるものに、法人の場合は、名称、本店又は主たる事務所の所在地及び事業の内容の記載のあるものに限りません。）

（注3）取引関係書類の郵送について
本人確認を行ったことをお知らせするために、当該本人確認書類に記載された住所地に取引関係書類を郵送させていただきます。

（注4）株式等の譲渡所得等に対する申告分離課税について（個人の株主等の場合）
個人の株主等の方につきましては、株式等の譲渡には、申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は、税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（2）【契約の解除の方法】

応募株主等は、本公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、本公開買付期間の末日の16時まで、後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(4) 応募株主等の契約の解除権についての事項」に従って、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が本公開買付期間の末日の16時までには到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
（その他大和証券株式会社全国各支店）

（3）【株券等の返還方法】

前記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により、応募株主等が本公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により「所有株式数等証明書」を返還いたします（解除手続が終了した場合でも、その他応募書類については返還いたしません。）。なお、対象者は、株券発行会社ではなく、株券を発行していないため、返還される株券は存在しません。

（4）【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	155,469,616,830円
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(b)	107,000,000円
その他(c)	2,800,000円
合計(a) + (b) + (c)	155,579,416,830円

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(18,215,538株)に、1株当たりの本公開買付価格(8,535円)を乗じた金額です。

(注2) 「買付手数料(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

(注3) 「その他(c)」欄は、本公開買付けに関する公開買付開始公告についてのお知らせ掲載費及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額です。

(注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
譲渡性預金	223,000,000
計(a)	223,000,000

【届出日以前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
	計			-

ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
	-	-	-	-
	-	-	-	-
	計			-

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
	計(b)			-

□【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
-	-	-	-
計(c)			-

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
-	-
計(d)	-

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

223,000,000千円 (a) + (b) + (c) + (d)

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

(2) 【決済の開始日】

平成29年4月21日(金曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成29年4月28日(金曜日)となります。

(3) 【決済の方法】

本公開買付期間の終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送いたします。

買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります。)、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いいたします。なお、決済の開始は、本公開買付けにより買い付けられた株券等に係る株主名簿の名義書換の完了を条件とします。具体的には、公開買付者は、必要に応じて公開買付代理人を通じて本公開買付期間の終了後直ちに応募株券等の総数を確定し、「所有株式数等証明書」及び本公開買付けによる買付け等の対象となる株券等に係る「その他応募書類」を、対象者の株主名簿管理人に対して交付し、株主名簿管理人から、当該名義書換が完了した旨の通知を受けて、本公開買付けにより買い付けられた株券等に係る株主名簿の名義書換の完了を確認した後、名義書換が完了した応募株主等を対象として、前記「(2) 決済の開始日」に記載の日に決済を開始します。なお、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」に記載のとおり、応募株主等が公開買付代理人に提出した「公開買付応募申込書」、「所有株式数等証明書」及び「その他応募書類」に不備があり、前記「(2) 決済の開始日」に記載の日までに株主名簿管理人にて名義書換の完了が確認できない場合には、当該応募株主等の応募に係る株券等の買付け等を行わないため、当該応募株主等を対象とした決済は開始されません。また、応募株主等から公開買付者に対して本公開買付けにより買い付けられた株券等に係る権利が移転する時点(上記の名義書換が完了した時点)と応募株主等に対して本公開買付けにより買い付けられた株券等に係る売却代金の支払いが開始される時点との間に、一定の時間を要する可能性があります。対象者が非上場会社であり、かつ株券発行会社ではないことに伴い必要となる事務処理に要する時間に起因するものです。

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」並びに「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等の全部の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な「所有株式数等証明書」は、本公開買付期間末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以降遅滞なく、応募株主等へ交付又は応募株主等の住所又は所在地（外国人株主等の場合はその常任代理人の住所）宛に郵送することにより返還いたします（株券等の全部の買付け等を行わないこととなった場合でも、その他応募書類については返還いたしません。）。なお、対象者は、株券発行会社ではなく、株券を発行していないため、返還される株券は存在しません。

1 1 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限（12,547,242株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（12,547,242株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至チ及びブ乃至ソ、第2号、第3号イ乃至ト並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、本公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が本公開買付期間中に、令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、本公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、本公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、本公開買付期間の末日の16時までに応募受けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が本公開買付期間の末日の16時までに到達することを条件とします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、本公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、本公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（但し、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲

に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、本公開買付け期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、それぞれ、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

年月	概要
平成18年10月	現富士フイルムホールディングスを新設分割会社とする新設分割によって設立され、現富士フイルムホールディングスの全ての営業を承継。
平成18年10月	(株)第一ラジオアイソトープ研究所を買収。 (現 連結子会社 富士フイルム R I ファーマ(株))
平成23年3月	MSD Biologics (UK) Limited及びDiosynth RTP, LLCを買収。 (現 連結子会社 FUJIFILM Diosynth Biotechnologies UK Limited他)
平成24年3月	SonoSite, Inc.を買収。(現 連結子会社 FUJIFILM SonoSite, Inc.)
平成27年5月	Cellular Dynamics International, Inc.を買収。

【会社の目的及び事業の内容】

1) 会社の目的

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 写真感光材料並びに写真諸原料の製造及び販売
 2. 写真諸薬品並びに写真諸用品の製造及び販売
 3. 光学機械器具・レンズの製造及び販売
 4. 諸紙類の製造及び販売
 5. 電気及び磁気機械器具並びに関連諸用品の製造及び販売
 6. 通信機械器具の販売
 7. 事務用、医療用、動物医療用、理化学用、工業用機械器具並びに関連諸用品の製造及び販売
 8. 医薬品、医薬部外品、動物用医薬品、農薬、試薬並びに関連諸用品の製造及び販売
 9. 機能性化粧品並びに機能性食品の製造及び販売
 10. 前各号諸製品の原料、半製品及び副産物の製造及び販売
 11. 前各号に関連する各種製造設備・装置の設計・製作及び販売並びに技術指導
 12. 電気通信事業
 13. 不動産の賃貸及び管理運営
 14. 損害保険の代理業務及び生命保険の募集に関する業務
- 当社は、前項に関連附帯する事業をすることができる。

2) 事業の内容

公開買付者は、イメージングソリューション(カラーフィルム、デジタルカメラ、写真プリント用カラーペーパー・サービス・機器、インスタントフォトシステム、光学デバイス等)の開発、製造及び販売、インフォメーションソリューション(メディカルシステム機材、ライフサイエンス製品、医薬品、グラフィックシステム機材、フラットパネルディスプレイ材料、記録メディア、電子材料等)の開発、製造及び販売などの事業を主な事業として営んでおります。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成29年2月27日現在

資本金の額(円)	発行済株式の総数(株)
40,000,000,000	1,000

【大株主】

平成29年2月27日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
富士フイルムホールディングス株式会社	東京都港区西麻布二丁目26番30号	1	100.00
計	-	1	100.00

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成29年2月27日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長		古森 重隆	昭和14年9月5日	昭和38年4月 富士写真フイルム(株)(現 富士フイルムホールディングス(株))入社 平成12年6月 同社代表取締役社長 平成18年10月 当社代表取締役社長 富士フイルムホールディングス(株)グループ最高経営責任者(CEO) 現在に至る 平成24年6月 当社代表取締役会長 現在に至る 富士フイルムホールディングス(株)代表取締役会長 現在に至る	-
代表取締役 社長		助野 健児	昭和29年10月21日	昭和52年4月 富士写真フイルム(株)(現 富士フイルムホールディングス(株))入社 平成24年6月 当社取締役執行役員 富士フイルムホールディングス(株)執行役員 平成25年6月 富士フイルムホールディングス(株)取締役 平成27年6月 当社常務執行役員 平成28年6月 当社代表取締役社長 現在に至る 富士フイルムホールディングス(株)代表取締役社長 グループ最高執行責任者(COO) 現在に至る	-
取締役副 社長		玉井 光一	昭和27年10月21日	平成15年5月 富士写真フイルム(株)(現 富士フイルムホールディングス(株))入社 平成18年10月 当社執行役員 富士フイルムホールディングス(株)執行役員 現在に至る 平成20年6月 当社取締役 平成22年6月 富士フイルムホールディングス(株)取締役 現在に至る 平成24年4月 当社常務執行役員 平成25年6月 当社専務執行役員 平成28年6月 当社取締役副社長 現在に至る	-

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
取締役副社長		戸田 雄三	昭和21年7月21日	昭和48年4月 富士写真フイルム(株)(現 富士フイルムホールディングス(株))入社 平成18年10月 当社取締役執行役員 平成19年6月 当社執行役員 平成20年6月 当社取締役執行役員 平成21年6月 当社常務執行役員 富士フイルムホールディングス(株)取締役 現在に至る 平成27年6月 当社専務執行役員 平成28年6月 当社取締役副社長 現在に至る 富士フイルムホールディングス(株)執行役員 現在に至る	-
取締役		高橋 通	昭和26年11月24日	昭和50年4月 富士写真フイルム(株)(現 富士フイルムホールディングス(株))入社 平成19年6月 当社執行役員 平成20年6月 当社取締役 現在に至る 富士フイルムホールディングス(株)執行役員 平成22年6月 富士フイルムホールディングス(株)取締役 平成23年6月 当社常務執行役員 現在に至る 平成26年6月 富士フイルムホールディングス(株)取締役 現在に至る	-
取締役	医薬品事業部長	石川 隆利	昭和29年3月9日	昭和53年4月 富士写真フイルム(株)(現 富士フイルムホールディングス(株))入社 平成23年6月 当社執行役員 平成24年6月 当社取締役 現在に至る 富士フイルムホールディングス(株)取締役 現在に至る 平成26年6月 当社常務執行役員 現在に至る	-
取締役	エレクトロニクスマテリアルズ事業部長	御林 慶司	昭和28年9月11日	昭和53年4月 富士写真フイルム(株)(現 富士フイルムホールディングス(株))入社 平成21年6月 当社執行役員 平成23年6月 当社取締役 現在に至る 富士フイルムホールディングス(株)取締役 平成27年6月 当社常務執行役員 現在に至る	-

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
取締役	記録メディア事業部長	柴田 徳夫	昭和30年8月5日	昭和55年4月 富士写真フィルム㈱(現 富士フィルムホールディングス㈱)入社 平成24年6月 当社執行役員 平成26年6月 当社取締役 現在に至る 平成28年6月 当社常務執行役員 現在に至る 富士フィルムホールディングス㈱取締役執行役員 現在に至る	-
取締役		宮崎 剛	昭和32年10月13日	昭和56年4月 富士写真フィルム㈱(現 富士フィルムホールディングス㈱)入社 平成25年6月 当社執行役員 現在に至る 平成27年6月 当社取締役 現在に至る 富士フィルムホールディングス㈱取締役 現在に至る 富士フィルムホールディングス㈱執行役員	-
取締役	経営企画本部長	吉沢 勝	昭和32年11月17日	昭和55年4月 富士写真フィルム㈱(現 富士フィルムホールディングス㈱)入社 平成25年6月 当社執行役員 現在に至る 平成26年6月 富士フィルムホールディングス㈱執行役員 現在に至る 平成28年6月 当社取締役 現在に至る 富士フィルムホールディングス㈱取締役 現在に至る	-
取締役	高機能材料開発本部長兼産業機材事業部長	岩寄 孝志	昭和31年5月2日	昭和56年4月 富士写真フィルム㈱(現 富士フィルムホールディングス㈱)入社 平成26年6月 当社執行役員 現在に至る 平成28年6月 当社取締役 現在に至る	-
取締役	メディカルシステム事業部長	後藤 禎一	昭和34年1月23日	昭和58年4月 富士写真フィルム㈱(現 富士フィルムホールディングス㈱)入社 平成26年6月 当社執行役員 現在に至る 平成28年10月 当社取締役 現在に至る	-
取締役	グラフィックシステム事業部長	真茅 久則	昭和33年5月2日	昭和57年4月 富士写真フィルム㈱(現 富士フィルムホールディングス㈱)入社 平成27年6月 当社執行役員 現在に至る 平成28年10月 当社取締役 現在に至る	-

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
監査役		山村 一仁	昭和28年10月21日	昭和51年4月 富士写真フイルム(株)(現 富士フイルムホールディングス(株))入社 平成22年6月 当社執行役員 富士フイルムホールディングス(株)執行役員 平成24年6月 当社取締役 平成25年6月 当社常勤監査役 現在に至る 富士フイルムホールディングス(株)常勤監査役 現在に至る	-
監査役		松下 衛	昭和32年10月4日	昭和55年4月 富士写真フイルム(株)(現 富士フイルムホールディングス(株))入社 平成20年6月 FUJIFILM UK Ltd. 社長 平成24年6月 当社秘書室長 富士フイルムホールディングス(株)秘書室長 平成25年6月 FUJIFILM Italia S.p.A. 社長 平成28年6月 当社常勤監査役 現在に至る 富士フイルムホールディングス(株)常勤監査役 現在に至る	-
計					-

(2) 【経理の状況】
 【貸借対照表】

(単位：百万円)

第10期事業年度
 (平成28年 3月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	22,784
受取手形	3,057
売掛金	1 106,873
有価証券	73,000
製品	42,756
仕掛品	4,707
原材料及び貯蔵品	25,412
前渡金	911
繰延税金資産	14,820
短期貸付金	1 199,782
その他	26,621
貸倒引当金	7,360
流動資産合計	513,367
固定資産	
有形固定資産	
建物	77,368
構築物	5,750
機械及び装置	39,692
車両運搬具	84
工具、器具及び備品	8,749
土地	24,026
建設仮勘定	3,209
有形固定資産合計	2, 3 158,881
無形固定資産	
のれん	83
特許権	6,114
借地権	2,015
商標権	5
ソフトウェア	16,205
その他	70
無形固定資産合計	24,494
投資その他の資産	
投資有価証券	122,544
関係会社株式	608,405
関係会社社債	22,050
関係会社出資金	41,760
長期貸付金	4
従業員長期貸付金	7
長期前払費用	4,050
前払年金費用	17,544
その他	3,246
貸倒引当金	390
投資その他の資産合計	819,223
固定資産合計	1,002,599
資産合計	1,515,967

(単位：百万円)

第10期事業年度
 (平成28年3月31日)

負債の部	
流動負債	
支払手形	2,233
買掛金	34,386
短期借入金	35,938
リース債務	1
未払金	15,650
未払費用	37,668
未払法人税等	1,952
前受金	506
預り金	576
製品保証引当金	1,875
その他	1,298
流動負債合計	132,088
固定負債	
リース債務	4
繰延税金負債	18,267
退職給付引当金	3,404
役員退職慰労引当金	57
資産除去債務	352
その他	6,667
固定負債合計	28,753
負債合計	160,842
純資産の部	
株主資本	
資本金	40,000
資本剰余金	
資本準備金	1,165,418
資本剰余金合計	1,165,418
利益剰余金	
その他利益剰余金	
特別償却積立金	20
資産買換圧縮積立金	948
繰越利益剰余金	103,617
利益剰余金合計	104,586
株主資本合計	1,310,005
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	45,119
評価・換算差額等合計	45,119
純資産合計	1,355,124
負債純資産合計	1,515,967

【損益計算書】

(単位：百万円)

	第10期事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
売上高	1	509,527
売上原価		
製品期首たな卸高		28,602
当期製品仕入高	1	118,997
当期製品製造原価	1	206,163
合計		353,763
他勘定振替高	3	6,477
製品期末たな卸高		29,394
製品売上原価	2	317,890
売上総利益		191,636
販売費及び一般管理費	4, 5	158,684
営業利益		32,951
営業外収益		
受取利息		795
有価証券利息		107
受取配当金	1	21,501
投資有価証券売却益		6,693
関係会社株式売却益		143
その他		4,336
営業外収益合計		33,577
営業外費用		
支払利息		17
貸倒引当金繰入額	1	1,063
投資有価証券売却損		6
為替差損		4,031
訴訟関連費用		1,654
デリバティブ損失		943
その他		742
営業外費用合計		8,460
経常利益		58,068
特別利益		
固定資産売却益	6	91
特別利益合計		91
特別損失		
固定資産除却損	7	900
減損損失	8	461
特別損失合計		1,362
税引前当期純利益		56,797
法人税、住民税及び事業税		3,216
法人税等調整額		7,079
法人税等合計		10,296
当期純利益		46,501

【株主資本等変動計算書】

第10期事業年度（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						株主資本 合計	評価・ 換算差額等 その他 有価証券 評価差額金	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計			
			特別償却 積立金	資産買換圧縮 積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	40,000	1,165,418	40	961	88,383	89,385	1,294,803	57,956	1,352,759
当期変動額									
特別償却 積立金の積立						-	-		-
特別償却 積立金の取崩			19		19	-	-		-
資産買換圧縮 積立金の積立						-	-		-
資産買換圧縮 積立金の取崩				12	12	-	-		-
剰余金の配当					31,300	31,300	31,300		31,300
当期純利益					46,501	46,501	46,501		46,501
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）								12,836	12,836
当期変動額合計	-	-	19	12	15,234	15,201	15,201	12,836	2,364
当期末残高	40,000	1,165,418	20	948	103,617	104,586	1,310,005	45,119	1,355,124

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式.....移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの.....期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの.....移動平均法による原価法

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、半製品、仕掛品、原材料、貯蔵品

移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 製品保証引当金

製品販売後の無償サービス費用の支出に備えるため、売上高を基準として過去の実績に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員及び執行役員の退職給付に備えるため設定しております。従業員については、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当期末において発生していると認められる額を計上しております。執行役員については、執行役員の内規に基づく当期末要支給額が残高となるよう計上しております。なお、平成21年6月26日開催の定時取締役会終結の時をもって制度を廃止しているため、制度廃止時点で見込まれる要支給額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職金の支給に充てるため、役員の内規に基づく当期末要支給額が残高となるよう計上しております。なお、平成21年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって制度を廃止しているため、制度廃止時点で見込まれる要支給額を計上しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方式

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」といいます。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」といいます。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当事業年度の財務諸表及び1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

(未適用の会計基準等)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

(1) 概要

繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲した上で、以下の取扱いについて必要な見直しが行われております。

(分類1) から(分類5) に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い

(分類2) 及び(分類3) に係る分類の要件

(分類2) に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い

(分類3) に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い

(分類4) に係る分類の要件を満たす企業が(分類2) 又は(分類3) に該当する場合の取扱い

(2) 適用予定日

平成29年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響額については、現時点では評価中であります。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。

売掛金	91,073百万円
短期貸付金	199,781百万円

2 有形固定資産に係る減価償却累計額

996,419百万円

3 有形固定資産

国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は次のとおりであります。

建物	14,981百万円
構築物	79百万円
機械及び装置	909百万円
車両運搬具	2百万円
工具、器具及び備品	165百万円
土地	819百万円

計 16,959百万円

4 偶発債務

保証債務

関係会社及び従業員の金融機関等からの借入金に対して、債務保証等を行っております。

富士フイルムファーマ株式会社	2,200百万円
従業員（住宅融資）	2,527百万円
計	4,727百万円

受取手形割引高

輸出荷為替手形割引高	660百万円
------------	--------

（損益計算書関係）

1 関係会社に対する取引

各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

売上高	368,640百万円
営業費用	
仕入高	156,014百万円
営業外収益	
受取配当金	19,329百万円
営業外費用	
貸倒引当金繰入額	1,000百万円

2 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損益（は戻入益）が売上原価に含まれております。

売上原価	3,313百万円
------	----------

3 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

販売促進費	3,580百万円
その他	2,896百万円

4 販売費及び一般管理費の主なもののうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は次のとおりであります。

販売諸掛	15,672百万円
退職給付費用	1,393百万円
減価償却費	4,175百万円
研究開発費	66,275百万円

おおよその割合

販売費	25%
一般管理費	75%

5 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

一般管理費	66,275百万円
-------	-----------

6 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。

建物及び土地	91百万円
--------	-------

7 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

建物	49百万円
構築物	7百万円
機械装置	133百万円
車両運搬具	0百万円
工具、器具及び備品他	19百万円
建設仮勘定	12百万円
ソフトウェア	6百万円
撤去費用等	672百万円
計	900百万円

8 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
神奈川工場(神奈川県南足柄市他)	遊休資産(製造設備等)	建物 機械装置等	281
富士宮工場(静岡県富士宮市)	遊休資産(製造設備等)	建物 建設仮勘定等	180
		合計	461

当社は、事業用資産については継続的に収支の把握を行っている各事業を基準とした管理会計上の区分に従って資産をグルーピングしており、遊休資産については、個別にグルーピングを行っております。

当事業年度において、将来の使用が見込まれない遊休資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、備忘価額にて評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	1,000株	-	-	1,000株

(2) 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

(3) 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

(4) 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 第9回定時株主総会	普通株式	21,500百万円	21,500千円	平成27年3月31日	平成27年6月29日
平成27年10月28日 第10回定時取締役会	普通株式	9,800百万円	9,800千円	平成27年9月30日	平成27年11月27日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
 イ) 金銭による配当

決議予定	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 第10回定時株主総会	普通株式	1,085百万円	1,085千円	平成28年3月31日	平成28年6月30日

ロ) 金銭以外による配当

決議予定	株式の種類	配当財産の種類	配当財産の帳簿価額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 第10回定時株主総会	普通株式	有価証券	20,415百万円	20,415千円	平成28年3月31日	平成28年6月30日

なお配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額 1,355,124,752円31銭

1株当たり当期純利益 46,501,403円45銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益 46,501百万円

普通株主に帰属しない金額 - 百万円

普通株式に係る当期純利益 46,501百万円

普通株式の期中平均株式数 1,000株

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

ハ【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成29年2月27日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	3,170(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	3,170	-	-
所有株券等の合計数	3,170	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 特別関係者である対象者は、本書提出日現在、対象者株式11,956,732株を所有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はありません。

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成29年2月27日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	3,170(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	3,170	-	-
所有株券等の合計数	3,170	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(平成29年2月27日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	0(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	0	-	-
所有株券等の合計数	0	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 特別関係者である対象者は、本書提出日現在、対象者株式11,956,732株を所有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はありません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

【特別関係者】

(平成29年2月27日現在)

氏名又は名称	和光純薬工業株式会社
住所又は所在地	大阪市中央区道修町三丁目1番2号
職業又は事業の内容	試薬、化成品並びに臨床検査薬の製造・販売
連絡先	連絡者 和光純薬工業株式会社 管理本部 経理部長 木下 正彦 連絡場所 大阪市中央区道修町三丁目1番2号 電話番号 06-6203-3741
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することに同意している者

(注) 対象者は、本公開買付けの開始の前提として、本公開買付価格と同額で対象者株式を取得する本自己株式取得を行ったため、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することに合意している者に該当すると判断し、特別関係者として記載しております。

【所有株券等の数】

和光純薬工業株式会社

(平成29年2月27日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	0(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	0	-	-
所有株券等の合計数	0	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 特別関係者である対象者は、本書提出日現在、対象者株式11,956,732株を所有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はありません。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

本公開買付けに際し、公開買付者は、武田薬品工業との間で、平成28年12月15日付で本応募契約を締結し、武田薬品工業が、本自己株式取得の完了後に自らが所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨、及び、武田薬品工業の子会社である日本製薬をして、日本製薬が本自己株式取得の完了後に所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募させる旨の合意をしております。本応募契約の詳細については、前記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

最近の3事業年度において、公開買付者と対象者との間には、公開買付者による対象者からの原材料の購入、及び公開買付者による対象者への製品等の販売に関する取引があり、取引金額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

取引の概要	平成25年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	平成26年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	平成27年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
公開買付者による対象者からの原材料の購入に関する取引	1,100	999	999
公開買付者による対象者への製品等の販売に関する取引	4	131	54

なお、公開買付者と対象者の役員との間に重要な取引はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

対象者平成28年12月プレスリリースによれば、対象者は、平成28年12月15日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしたとのことです。また、対象者平成29年2月プレスリリースによれば、対象者は、平成29年2月24日開催の取締役会において、平成28年12月15日開催の取締役会の判断を変更すべき事情は特段見受けられないと考え、当該判断を維持し、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

なお、対象者の意思決定の過程に係る詳細については、前記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の経緯及び理由」並びに「(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置」をご参照ください。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月	-	-	-
売上高	-	-	-
売上原価	-	-	-
販売費及び一般管理費	-	-	-
営業外収益	-	-	-
営業外費用	-	-	-
当期純利益(当期純損失)	-	-	-

(2)【1株当たりの状況】

決算年月	-	-	-
1株当たり当期純損益	-	-	-
1株当たり配当額	-	-	-
1株当たり純資産額	-	-	-

2【株価の状況】

対象者株式は非上場株式のため該当事項はありません。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数(単位)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(2)【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
計	-	-	-	-

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第142期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) 平成27年6月25日 近畿財務局長に提出

事業年度 第143期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) 平成28年6月27日 近畿財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第144期半期報告書(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日) 平成28年12月13日 近畿財務局長に提出

【臨時報告書】

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づき、臨時報告書を平成29年2月24日に近畿財務局長に提出

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

和光純薬工業株式会社
 (大阪市中央区道修町三丁目1番2号)
 和光純薬工業株式会社東京本店
 (東京都中央区日本橋本町二丁目4番1号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

対象者本自己株式取得結果プレスリリースによれば、対象者は、平成29年2月6日開催の対象者の臨時株主総会における会社法第156条第1項に基づく自己株式の取得に係る承認決議及びその後の取締役会決議に従い、本自己株式取得として、平成29年2月24日に対象者株式1株につき本公開買付価格と同額の8,535円で、対象者株式11,277,012株を取得し、本書提出日現在において、対象者が所有する自己株式数は11,956,732株となっているとのことです。

また、対象者平成28年12月プレスリリースによれば、対象者は、平成28年12月15日開催の取締役会において、平成29年3月期の期末配当を行わないことを決議したとのことです。